

一般社団法人日本造園建設業協会・
社会保険等加入促進計画

平成24年10月

一般社団法人 日本造園建設業協会

1 計画策定の趣旨・目的

この計画は、一般社団法人日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）及び日造協の正会員（以下「会員企業」という。）が取組むべき雇用保険、医療保険、年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を定め、その実行を図ることにより造園建設業に携わる技能労働者等の雇用環境の改善、将来の持続的な発展に必要な人材の確保に図ることを目的として策定するものである。

この計画は、造園工事業が樹木等の生き物を扱う唯一の建設業として、

- ・造園工事の対象は庭園・公園等の苑地の整備、道路の緑化、建築物の屋上緑化等のなど多岐にわたること
- ・造園工事は一般的に工事金額が小規模であり、多工種によって構成されるものであること
- ・会員企業は公共工事・民間工事の元請企業として、また下請企業として携わっていること
- ・会員企業の事業所の形態は、法人事業所、個人事業所にわたっていること

等の他業種団体にはない特性を勘案し、策定するものである。

2 基本的事項

この計画の基本的事項は、以下のとおりである。

- ・団体名 一般社団法人 日本造園建設業協会
- ・代表者 会長 藤巻司郎
- ・所在地 東京都文京区本郷 2-17-17 井門本郷ビル 2 階
- ・会員数 正会員 861
- ・主業種 造園工事業

3 期間

この計画は、平成 24 年度を初年度とする 5 年間の計画とする。

4 基本方針

国は社会保険等未加入対策に係わる総合的・重点的な取組みを進めているところであり、日造協はこの機会に会員企業をはじめ造園建設産業界の将来の持続的な発展を視野に置き、社会保険等未加入対策に日造協本部・総支部・支部及び会員企業が一体となって積極的に取組む必要がある。

もとより社会保険等の加入をより実効性あるものとしていくためには、社会保険未加入対策推進協議会及び社会保険未加入対策地方協議会への参加等を通じて行政、元請企業、下請企業

等を挙げて推進していくことが重要であり、造園建設業の特性を反映した取組みを求めていくことが必要となる。

この計画においては、公共工事・民間工事の元請企業として、また下請企業として事業展開をしている会員企業の置かれた状況を十分に踏まえ、その責務を果たすべく、「日造協活動として取組むべき対策」「会員企業が自ら実施すべき対策」を取り決め、その推進を図っていくものとする。

この場合、法令に基づく社会保険等加入義務を果たしている加入企業、加入者に対して未加入企業、未加入者が利するような環境にならないようにすることが肝要である。このため、社会保険等未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要であり、併せて社会保険等の費用が末端の作業員まで行きわたる仕組みの構築が重要となる。

5 計画の目標

① 会員企業の社会保険等加入目標

平成 29 年度末までに、企業単位で加入義務のある会員企業の社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入率 100%を目指す。

② 下請企業への社会保険等加入促進指導目標

企業単位で加入義務のある協力会社及び下請企業に対し、平成 29 年度末までに社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入率 100%を目指し、指導を徹底する。

③ 法定福利費の確保のための要請活動目標

法定福利費が適正に確保されるよう、公共工事の発注機関、民間工事の発注者団体、元請団体等に要請活動を実施する。

6 会員企業の社会保険等加入状況等

企業単位で加入義務のある会員企業の社会保険等加入率は、雇用保険 99.5%、健康保険 98.7%、厚生年金保険 98.7%である。

今後は会員企業及び下請企業における企業単位及び労働者単位の社会保険等の加入状況について、会員企業を通じたアンケート調査を定期的に実施し、調査結果を分析し、必要に応じて対策に反映する。

7 日造協活動として取り組むべき対策

日造協として、以下に掲げる対策に本部・総支部・支部が連携し取組むものとする。

① 「社会保険未加入対策推進協議会」「社会保険未加入対策推進地方協議会」への参画

本部は「社会保険未加入対策推進協議会」、総支部は「社会保険未加入対策推進地方協議会」に参画し、元請企業及び1次下請企業としての立場から効果的な取組みや周知啓発方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に情報の収集・発信を行う。

② (社)建設産業専門団体連合会を通じた活動展開

(社)建設産業専門団体連合会を通じて、適正な法定福利費の確保、加入促進を図る新たな制度等への対応、加入促進活動を展開する。

③ 会員企業への周知

この計画をはじめ社会保険等未加入対策に関する会員企業への啓発を図るとともに、「日造協として取組むべき対策」及び「会員企業として自ら取組むべき対策」の周知徹底に努める。

また、社会保険等未加入会員企業には加入促進のための啓発を図る。

④ 法定福利費の確保等

公共工事の発注機関、民間発注者団体及び元請団体に対して、法定福利費の確保等を働き掛ける。

また、会員企業に対して、適正な法定福利費の確保、下請契約における適正な法定福利費を見込んだ見積・契約の実施、見積時における「法定福利費の内訳明示された標準見積書—造園工事—」の活用・尊重、下請企業への社会保険等加入の指導の徹底の周知を要請する。

⑤ 適正工期の確保

適正な工期の設定は、良好な労働環境や安定的な雇用環境の確保のみならず、植栽工事等の品質の確保にも直結することとなる。この実現について、公共工事の発注機関、民間発注者団体及び元請団体への働き掛けを行う。

⑥ 重層化の改善

「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断し対応するよう、会員企業への周知徹底を図る。

また、下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による協力会社、下請企業の選定、さらには同主旨を下請企業に対し指導するよう会員企業に要請する。

⑦ 実効性のある低入札防止対策の徹底

国、地方自治体等の発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を要請する。

⑧ 就労履歴管理システムの構築等への対応

就労履歴管理システムや社会保険等加入チェックシステムの構築等の動向を踏まえ、適切な対応を図る。

8 会員企業が自ら取組むべき対策

① 社会保険等未加入会員企業の解消

企業単位で社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入義務のある会員企業のうち未加入企業にあっては、平成29年度までに未加入を解消する。

また、労働者単位での保険加入の徹底を図る。

② 元請企業としての会員企業が自ら取組むべき対策

（1）社内における社会保険等未加入対策の周知・啓発

- ・この計画及び下記の（2）～（5）に掲げる事項をはじめ社会保険等未加入対策について、社内における周知・啓発の徹底を図る。

（2）協力会社組織を通じた指導等

- ・協力会社の社会保険等加入状況の定期的な把握、協力会社組織を通じた社会保険等未加入対策の周知・啓発や保険加入の勧奨を図る。
- ・未加入が確認された協力会社に対し、速やかに保険加入を求める。

（3）見積・契約時における取組み

★ 法定福利費の確保等

- ・法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、固定費として見積から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費の確保を図る。
- ・発注者に対して、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結を求める。
- ・見積時に下請企業から適正な法定福利費が明示された見積書が提示された場合には、これを尊重した請負契約の締結を図る。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導

- ・元請企業として下請企業の社会保険等の加入状況を把握し、保険加入を指導する責任があることを踏まえ、下請企業の選定・契約時において、社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。（2次下請以降は1次下請企業経由で指導）

（4）工事現場における確認及び指導等

★ 社会保険等加入の周知・啓発

- ・協力会社及び下請企業に対して、現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導

- ・現場において、新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。（2次下請以降は1次下請企業経由で指導）

★ 重層化の改善

- ・下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定に努める。さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

（5）社会保険等保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等加入促進が一定程度進捗した段階）、社会保険等の全部又は一部に適用除外でなく未加入の建設企業との下請契約を行わないことや適切な保険への加入が確認できない作業員の現場からの排除に取組む。

③ 1次下請企業としての会員企業が自ら取組むべき対策

（1）社内における社会保険等未加入対策の周知・啓発

- ・この計画及び下記の（2）～（4）に掲げる事項をはじめ社会保険等未加入対策について、社内における周知・啓発の徹底を図る。

（2）見積・契約時における取組み

★ 法定福利費の確保等

- ・元請企業に対して、見積時に適正な法定福利費が明示された標準見積書を提示し、適正な法定福利費を含んだ請負契約の締結を図る。
- ・2次下請以降の企業に対して、見積時から適正に法定福利費を確保するよう指導する。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導への協力等

- ・元請企業との契約時において、社会保険等の加入状況の確認に協力するとともに、2次下請以降の企業に対して保険加入を指導する。

（3）工事現場における確認及び指導への協力

★ 社会保険等加入の周知・啓発への協力

- ・現場において、元請企業に協力し社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

★ 社会保険等保険加入状況の確認及び指導への協力

- ・現場において、元請企業に協力し新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。

★ 重層化の改善への協力

- ・元請企業に協力し、2次下請以降の企業に対し「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な再下請企業の選定を求める。

（4）社会保険等保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等加入促進が一定程度進捗した段階）、社会保険等の全部又は一部に適用除外でなく未加入の建設企業との再下請契約を行わないことや適切な保険への加入が確認できない作業員の現場からの排除に取組む。

9 計画の点検・見直し等

会員企業に対する下請企業を含めた社会保険等加入の実態調査、この計画の実施状況の毎年度フォローアップを実施し、その結果に基づき適宜必要な対策を実施するものとする。

また、必要に応じてこの計画の見直し、改定を行うものとする。